## 終戰教育事務處理提要

第一輯

文部大臣官房文書課

Ġ 美術品、 紀念建造物及ビ文化的・ 宗教的遺跡並 施設ノ保護ニ關スル 方針及措置

、終戰連絡中央事務局經由日本帝國政府宛覺書/昭和二十年十一月十二日總司令部聯合國軍最 高司令官發

- 以下へ美術品、 紀念物、 文化的並ニ宗教的作品、 物件及ビ 施設= 關スル営司令部ノ方針
- (1) ル 處置ヲ 進駐軍ノ指揮官へ文化的、 ŧ 1 ルベキ コトヲ命ゼラレタリ 歴史的乃至宗教的重要性アリト認メタル作品及ビ遺跡ヲ保護シ且保存スルニ必要ナ ナリ
- (口) 日本帝國政府ハソノ管轄ニ 屬スルコトニナリヲレルコレラノ作品、遺跡ヲ管理、維持スベシ
- 品 内容ニツキ簡單ナルー 日本帝國政府 蒐集遺跡ノ損害ニ關スル詳細ナル報告ト共ニ可及的速カニ當司令部ニ提出スベシ、 へ保護ヲ要ス 覽ヲ附シ次ノ綱目ヲ包含スベシ ル總テノ作品、 蒐集品、 遺跡ヲ列擧セル報告書ヲ、 軍事行動 尙列擧 ニョリ 7 ラレ 生ジ タル タル 蒐集品 力 カル作
- (1) 屬スル寶物、 「國寶」トシテ扱ハルル蒐集品、建造物及ビ個々ノ物件、 蒐集品 ノ内容ニ對シテハ一覽ヲ附スベシ) 重要ナル神社佛閣モソノ中ニ含メルコ 1 (神社佛閣
- (口) 保護地域」トシテ扱ハルル建物及ビ遺跡並ニ重要ナル天然紀念物、 國立公園、 歷史的地 景勝 地ヲ含ム
- 宮内省所管ノ施設 (宮殿、 御用邸等)

(>)

- (--) 現ニ皇居ト シテ使用セラレ アル Ŧ
- (二) 歷史的地 點 トシ テ維 持サ V ア ル モノ
- (=)宮內省 博物館並二蒐集品
- (ホ) 美術 品 遺物、 寫本、 書籍 科學的 標本及ビ文化的所藏物 ヲ藏スル國家的價値 館並

Ξ 作品、 蒐集品、 遺跡ノ報告書ノ要スル内容へ別紙ニ詳述サレアリ

最高司令官ニ代リテ

參謀副官補

陸軍大佐

Η

W

紙 美術品、紀念物並ニ文化的及ビ宗教的施設ノ表ノ內容

別

ツイテ報告ヲモ併セ提出スルヲ要ス 本覺書ノ規定ニ從ツテ帝國政府ニョリ提出サルベキ文化的及ビ宗教的作品、蒐集品並ニ遺跡ノ表中ニ次ノ事項ニ

(1) 物件、蒐集品、建造物乃至遺跡ノ名稱、蒐集品ノ一部ナラザル物件へ個々ニ擧ゲルコト、 蒐集品ノ内容ニ對シ

テ ハ一覽ヲ附スルコ

(口) 所有者又ハ責任者ノ名前

(>) 物件乃至蒐集品ノ正確ナル位置、 **戰時應急ニ疎開シタリトセバソノ疎開場所ノ位置ヲモ記載スベシ** 

**戦闘行動乃至軍事占領ニョリ生ジタル損害ノ程度竝ニ損害ノ加ヘラレタル日時** 

(=)

(木) ソレラ國寶ノ保存ニ對シテ現ニ感ゼラルル危險

既ニ實施セル應急修理ト保護手段

更ニ損害ノ報告ト危險ノ豫想(一ノニ、ホ)ノ項ニ對シテハ適當ナル場合ハ次ノ事項ノ記入ヲナスコト

(1) 損害(損害ノ程度及ビ發生ノ日時)ヲ示スコ

ソノ旨ヲ叙ベルコト

(-) 戦争ニョラザル損害―建造物、物件乃至遺跡ガ戦闘行動乃至軍事占領ノ直接ノ結果トシテ被害ナキ場合 ス特

(二) 爆撃ニョル損害— 爆風ニョ ルソレ ヲ含ミ爆撃ニョル建造物ノ 破損、 高射砲彈 ル損害へ若シ明ラカニ 識別

セラルルナラバソノ旨記錄スベシ

(三) 火災ニョル損害―戦闘行爲乃至軍事占領ニョリ生ジタル火災ニ ョル破壞乃至毁損

占領軍ノ人員ニョル物件乃至物件ノ一部或ハ建造物ノ一部ノ移動

(四) (五) 濫用―占領軍ノ人員ニョル侵害、 損傷乃至毁損

掠奪—

(II) ··· 危險 (ソノ程度及原因)ヲ示スコト

掠 火 災 奪

(=) (-)

用

(三)

濫

(23) 完全ナル記錄ノタメニ必要ナリト 考ヘラルル場合へ説明 ジ加 ^ ラル ル コ ٢ ヲ望ム